

農 ー
年 月 日

_____様

_____地域振興局農林部長

農山漁村滞在型余暇活動の事前確認について（回答）

年 月 日付けで事前確認申請のあったこのことについて、以下のとおり回答します。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第 2 条第 5 項に該当する
農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の種類及び内容

提供しようとする役務は、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務であり、提供が可能であることを確認しました。（確認できませんでした。）

【確認できなかった場合その理由】

（参考）

次の事由が生じた場合、〇〇地域振興局農林部へ申し出るとともに、旅館業法施行規則第 4 条に基づき、当該施設の所在地を管轄する保健所への届出が必要です。

①農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供しなくなった場合

担当
〇〇地域振興局農林部
農業振興普及課
電話番号：
F A X：
Eメール：